

和歌山工業高等専門学校アントレプレナー教育の開発と教育展開委託事業 に関する公募要領

1. 事業名

和歌山工業高等専門学校アントレプレナー教育の開発と教育展開委託事業 一式

2. 事業の趣旨

当事業は、アントレプレナーシップ教育及び教育環境の構築を行うことを目的としています。この事業では、事業者による業務委託をすることで、専門的な知識や経験を持つ起業家やビジネス専門家によるアントレプレナーシップ教育プログラムの企画・開発・運営を行います。また、学生が全国の起業家や地元企業などから直接指導を受けたり、交流したりすることができる仕組みを創出することにより、起業家精神やイノベーションの重要性を理解させ、具体的なスキルや知識を身につける機会を提供します。

具体的には、以下のようなアントレプレナーシップ教育を実施します。

(1) アントレプレナーシップ教育カリキュラムの開発

和歌山工業高等専門学校既存のカリキュラムである「わかやま学」「地域イノベーション工学特論」「キャリアデザイン総合演習」「企業実践講座」を中核科目とした、学科横断的なアントレプレナーシップ教育カリキュラムを開発する。

(2) アイデア実現工房ネットワーク（Garage738 ネットワーク）の設立と運営

学生が起業する際の手助けとなりうる環境を構築する。具体的には、起業した高専生や企業の参画を呼び掛け、アイデア実現工房ネットワーク（Garage738 ネットワーク）を構築する。

(3) アントレプレナーシップ教材動画の作成

学生が起業する際に参考となる教材として、理論的な知識だけでなく実践的なスキルを身につけさせるようなコンテンツを複数作成し、オンデマンドでいつでも視聴可能とする環境を構築する。

以上のようなアントレプレナーシップ教育及び教育環境整備を行い、学生が自己の夢やビジョンを実現するための具体的な手順を理解し、持続可能なビジネスを展開するためのスキルや知識を身につけることを目指します。

3. 事業の内容

仕様書のとおり。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 41 条）第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和 5 年度に「役務の提供等」の「A」、
「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加方法

本企画競争に参加を希望する者は、下記の 6. (1) へ電話連絡すること。その後、メールにて書類一式を送付する。

6. 企画提案書等の提出方法

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

住所：〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77

担当：和歌山工業高等専門学校 総務課 財務管理係

電話：0738-29-8225

FAX：0738-29-8239

E-mail：zkanri@wakayama-nct.ac.jp

- (2) 企画提案書の提出方法

- ①提出期限までに、紙媒体と電子データを送付又は持参すること。

- 送付

- ・簡易書留、宅急便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。

- 持参

- ・受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分
(12 時 15 分～13 時 00 分を除く)
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。

- ②電子データについて

- ・電子データを送付又は持参する場合は、CD-R 等にて提出すること。
- ・ファイルの形式は、Word、Excel、PDF、テキスト形式とする。

- ③その他

- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨単位で表記すること。

- (3) 提出書類

- ①企画提案書

- ・企画提案書様式（様式 2-1～2-3,3-1～3-4）6 部（うち原本 1 部）

- ②その他の書類

- ・令和 5 年度の一般競争（指名競争）参加資格の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し 1 部
- ・審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

6 部

- ・誓約書（様式例参照） 1 部
- ・項目、単価、工数を記載した見積書 6 部（様式例参照）（うち原本 1 部）

※予定価格の算出に当たって、見積費用の詳細について必要な書類を後日求める場合がある。

(4) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号に一に該当するものはこれを無効とする。

- ① 公告及び本要領に示した参加資格のない者の提出したもの
- ② 下記の 6. (5) の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 書類の不備があるもの
- ⑤ その他提案に関する条件に違反したもの

(5) 企画提案書等の提出期限

提出期限 : 令和 5 年 7 月 26 日 (水) 15 時必着

提出先 : 上記 (1) に示す場所。

(6) その他

- ・提案書等提出書類は本公募のみ使用するものであり、他の目的に使用することはない。
- ・書類提出後の追加及び修正は認めない。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。
- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

7. 事業規模（予算）及び採択数

(1) 事業規模

14,500 千円（消費税込み）

※この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

(2) 採択数 1 件

8. 選定方法等

(1) 選定方法

資格審査を満たした業者の企画提案書について、下記 (2) 審査基準に基づき、選考委員会で①書類選考及び②プレゼンテーション審査を実施し、評価項目の得点合計が最も高いものを「契約予定者」として決定する。その後、「契約予定者」の提出した見積書が本校の策定する予定価格の範囲内である場合に限り、「契約予定者」を「契約者」として決定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和 5 年 8 月中旬頃まで。全ての提案者に選定結果を通知する。

9. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約予定者が提出した見積書の金額が、本校の作成した予定価格を上回る場合は、上記 8.

(1) の評価項目の得点合計が次に高かった者を契約予定者とする。

10. スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 5 年 7 月 5 日 (水) |
| (2) 企画提案書締切 | 令和 5 年 7 月 26 日 (水) 15 時 |
| (3) プレゼンテーション | 令和 5 年 8 月上旬～中旬頃 |
| (4) 選定結果通知 | 令和 5 年 8 月中旬頃まで |
| (5) 契約締結 | 令和 5 年 8 月下旬頃まで |

11. その他

- (1) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (2) その他、事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- (3) 企画提案書等の作成、提出、説明会やプレゼンテーションに参加するための旅費交通費等、本競争企画参加に係る一切の費用は、審査結果如何にかかわらず全て企画提案者の負担とする。